

一般社団法人 A.win eco 環境総合研究所

会則

制定 令和2年3月31日

## 第1章 総 則

(本会則の目的)

第1条 一般社団法人 A.win eco 環境総合研究所（以下「本会」という）は、本会の定款に定める事項が円滑かつ公正に実施されることを目的として、本会則を定める。

(英文名称)

第2条 本会は、英文では A.win eco Environment Office General Incorporated Association と称し、その略称を A.win とし、アウィンと称する。

(主たる事務所等)

第3条 本会は、主たる事務所を大阪府大阪市中央区北浜三丁目5番19号ホワイトビル9階に置く。

2 本会は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(本会の目的及び事業の実行)

第4条 本会は、定款第3条記載の目的及び事業項目について、毎年度ごとに事業計画並びに予算を作成し、総会の承認を得てこれを実行する。

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第5条 本会の会員は、次の3種とし、本会則では、特に記載の無い限り、幹事会員・一般会員及び名誉会員を合わせて「会員」と総称する。

(1) 幹事会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 一般会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 入会希望者は、本会の活動目的に賛同し、所定の申込方法により申し込みをし、本会の承認を得て会員となるものとする。

2 会員の入会審査は、会員サポート委員会にて月1回以上行う。

(入会不承認)

第7条 次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合、本会は入会を承認しない場合がある。

- (1) 入会申込時の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合
- (2) 過去に本会から資格を取り消されたことがある場合
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標榜ゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である場合
- (4) その他本会が、本会員契約を締結するにつき不適當な事由があると判断した場合

(入会金及び会費)

第8条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 月会費は本会が定める支払期日までに指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払うものとする。(振込手数料は会員負担とする。)但し、会費は、入会月の翌月から発生する。

3 入会金及び会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| (1) 入会金 | 無                   |
| (2) 月会費 | 幹事会員 20,000 円 (非課税) |
|         | 一般会員 10,000 円 (非課税) |

(事業収入等)

第9条 事業収入等とは、会費以外の収入を言う。その内訳は、登録料、審査料、ラベル代金、書籍代金、その他物品等の頒布収入及びその他の収入とする。

2 すでに納入された事業収入等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(会員種別の変更)

第10条 会員は、本会の同意・承認を得て、その会員種別を変更することができる。

(任意退会)

第11条 会員は、本会所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。但し、退会月の月会費は返還しない。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又はこの会則・本会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第13条 第11条・第12条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (2) 総幹事会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第11条・第12条・第13条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。幹事会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 会 議

(種類)

第15条 本会の会議は、定款に定める社員総会、理事会のほか、本会則に定める委員会とする。

(議決)

第16条 各会議の議事は、本会の定款及び法令に別途定めがない限り、出席者の過半数の議決による。

(委員会及び臨時委員会)

第17条 本会に、目的及び事業達成のため、次の委員会を設ける。

- (1) 空間照明委員会
- (2) 防災対策委員会
- (3) 新技術創造委員会
- (4) 会員サポート委員会

2 目的及び業務の遂行上必要な場合には、理事会は、1年を超えない期間を限って臨時委員会を設置することができる。ただし理事会は、期間を延長することができる。

3 委員会の委員長は、理事会において選任する。委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

## 第4章 役員等

(役員)

第18条 役員については、定款に定める他、以下のとおりとする。

2 役員については、理事会で候補を推薦することができる。

3 金銭出納の公正かを担保するため、理事会において理事の中から会計担当1名を選任し、金銭出納の決裁を行う。

会計担当は予め執行理事に委任することができる。

4 理事は、定款、本会則に定めのある場合、及び理事会の承認がある場合を除き、その職務を他に委任することができない。

5 役員のうち、常勤役員である専務理事、常務理事の任用については、下記を原則とする。

(1) 専務理事 67歳以下

(2) 常務理事 65歳以下

(3) 前項及び前前項の年齢は社員総会時点での年齢とし、これを超えた場合は、理事任期が残っている場合においても社員総会日に退任するものとする。

6 役員は任期満了後であっても後任者が決定するまでの期間その職務をおこなわなければならない。

(顧問及び参与)

第19条 本会の運営に関する重要な事項について理事長の諮問にあたるため、本会に、顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(役員・顧問・参与の報酬)

第20条 報酬は社員総会で定められた金額内で理事会がこれを定める。

2 幹事の報酬は、社員総会で定められた金額内で、幹事全員の会議により定める。

3 報酬額は、理事会に報告され、その第1回目の支給額の記載された会計帳簿をもって記録とする。

## 第5章 事務局等

(事務局の運営)

第21条 事務局の運営に関する規則類は、別に定める事務局内部規則（以下「内規」という）に基づく。

2 内規は理事長の承認の下に専務理事が作成し、制定及び改廃に際しては理事会の承認を得る。

3 内規の改正・追加等については理事長の承認の下に専務理事が案を作成し、理事会に報告する。

4 内規は以下とする。

(1) 雇用関係

①就業規則

②再雇用規定

③賃金規則

(2) 会計関係

①会計規程

②稟議規程

(3) その他

①国内出張等旅費規程

②役員及び委員等旅費規程

③慶弔見舞金規程

(業務の委託)

第22条 事務局の業務は、理事会の承認によってその一部を他に委託することができる。

## 第6章 資産及び会計

(資産)

第23条 本会の資産は次の収入による

- (1) 会費
- (2) 設立拠出金
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金
- (5) その他の収入
- (6) 資産より生ずる果実

(資産の管理)

第24条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法の基本原則は理事会によって定める。

(経費)

第25条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第26条 本会の事業会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(暫定措置)

第27条 本会則の定めにかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しない場合は、理事会の承認により、予算が成立するまでの期間、前年度の予算に準じた収入及び支出を実行することができる。

2 前項の収入及び支出については、新たに成立した予算の収入及び支出と見なす。

## 附 則

第1条 本会則は一般社団法人 A.win eco 環境総合研究所設立日から施行する。

第2条 本会則の改廃は、理事会の議決による。